

令和6年1月30日

農林水産大臣 坂本 哲志 殿

公益社団法人日本農業法人協会
会 長 齋藤 一志

令和6年能登半島地震に関する緊急要望

本年1月1日に石川県能登地方を震源とする最大震度7の地震により、多数の死傷者が出るとともに、広範囲に及ぶ家屋等の建物の倒壊をはじめ、農畜産物、農地及び農業用機械・施設等についても甚大な被害が生じております。

このような事態に対処するため、関係農業者をはじめ、市町村・県、関係機関・団体等は対策に全力を挙げていますが、被災した農業法人を含む農業者が一日も早く生活再建と「生業」再開ができ、その経営安定が図られるよう、国においては、当面、下記対策を緊急に講じられるよう要望いたします。

記

1. 被災農業者の早期の経営再開に向けた燃料・肥料・飼料等の農業生産資材の供給支援及び農地・農業機械・農業用施設等にかかる被災状況の早期確認と復旧支援
2. 農畜産物の生産活動に必要な水道・電気等の社会インフラ及び農畜産物を加工地や消費地に届けるための道路等の物流インフラの早期復元と運送用燃料の優先的確保
3. 復旧やインフラ整備にかかる人材確保
4. 農業共済金の早期かつ円滑な支払い
5. 被災農業者が雇用を維持するための支援
6. 営農を断念せざるを得ない被災農業者の事業等の受け皿となる農業者の支援
7. 災害復旧にかかる予算確保及び早期採択
8. 日本政策金融公庫資金等の各種制度資金及び民間金融機関の既存貸付にかかる償還期限の延長や金利の減免等償還条件の緩和への弾力的な対応
9. 日本政策金融公庫農林水産事業本部の災害関連資金の超低利融資枠の確保や貸付限度額の引き上げ等の資金支援
10. 農業課税にあたっては、災害の実態に応じ、法人税、所得税・県民税・市町村民税の減免及び徴収猶予の措置

以上